

1 箇月及び 1 年の拘束時間の延長に関する協定書 (トラック運転者)

と は、

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第 4 条第 1 項第 1 号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、トラック運転の業務に従事する者とする。
- 2 1 箇月及び 1 年の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 1 日とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間計
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間						

- 3 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 4 本協定に基づき 1 箇月及び 1 年の拘束時間を延長する場合においても、1 箇月の時間外休日労働時間数が 100 時間未満となるよう努めるものとする。
- 5 本協定に定める事項について変更する必要がある場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

年 月 日

以上

印

印